

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条から第2条 省略</p> <p>(<u>請負代金内訳書</u>及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。<u>工程表については、変更契約を締結したときも同様とする。</u></p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p>	<p>第1条から第2条 省略</p> <p>(工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。</p>
<p>第4条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者)</p> <p>第10条第1項(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ<u>3</u>年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ<u>2</u>年以上)の実務経験を有する者</p> <p>(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ<u>5</u>年以上の実務経験を有する者</p>	<p>第4条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者)</p> <p>第10条第1項(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ<u>5</u>年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ<u>3</u>年以上)の実務経験を有する者</p> <p>(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ<u>10</u>年以上の実務経験を有する者</p>

改正後	現行
<p>第10条第2項～第33条 省略</p> <p>(前払金)</p> <p>第34条第1項～第6項 省略</p> <p>7 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第35条 省略</p> <p>(前払金の使用の制限等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、令和<u>5</u>年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和<u>5</u>年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年<u>2.5</u>パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p>	<p>第10条第2項～第33条 省略</p> <p>(前払金)</p> <p>第34条第1項～第6項 省略</p> <p>7 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年<u>2.6</u>パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第35条 省略</p> <p>(前払金の使用の制限等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、令和<u>4</u>年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和<u>4</u>年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年<u>2.6</u>パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="165 256 528 288">第37条～第47条 省略</p> <p data-bbox="185 333 421 365">(解除に伴う措置)</p> <p data-bbox="165 371 589 403">第48条第1項～第2項 省略</p> <p data-bbox="165 410 1106 885">3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p data-bbox="165 930 618 962">第48条4項から第49条 省略</p> <p data-bbox="185 1007 539 1038">(受注者の損害賠償請求等)</p> <p data-bbox="165 1045 470 1077">第50条第1項 省略</p> <p data-bbox="165 1083 1106 1326">2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p data-bbox="165 1370 322 1402">以下 省略</p>	<p data-bbox="1106 256 1469 288">第37条～第47条 省略</p> <p data-bbox="1126 333 1361 365">(解除に伴う措置)</p> <p data-bbox="1106 371 1529 403">第48条第1項～第2項 省略</p> <p data-bbox="1106 410 2047 885">3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p data-bbox="1106 930 1559 962">第48条4項から第49条 省略</p> <p data-bbox="1126 1007 1480 1038">(受注者の損害賠償請求等)</p> <p data-bbox="1106 1045 1411 1077">第50条第1項 省略</p> <p data-bbox="1106 1083 2047 1326">2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p data-bbox="1106 1370 1263 1402">以下 省略</p>